

岐阜県立岐阜農林高等学校創立120周年記念実行委員会規約

(名称)

第1条 本会は、岐阜県立岐阜農林高等学校創立120周年記念実行委員会と称する。

(所在地)

第2条 本会は、本部および事務局を岐阜県本巣郡北方町北方150番地、岐阜県立岐阜農林高等学校におく。実行委員会の設立年月日は、令和元年10月30日(水)とする。

(目的)

第3条 本会の目的は、岐阜県立岐阜農林高等学校創立120周年記念事業を企画し推進運営にあたることとする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 記念式典の挙行
2. 記念事業の実施
 - (1) 体育館の施設設備改修
 - (2) 各種記念事業「記念講演会、記念グッズ制作、記念PR活動、記念研究活動等」
3. 祝賀事業としての120周年パーティー「懇親会」の開催
4. 120周年記念事業を実施するための、寄付金のお願い「募金活動」の実施
5. その他必要とされる事業

(組織)

第5条 本会の構成員は、次に掲げる関係団体の役員および職員をもって組織する。

1. 岐阜県立岐阜農林高等学校同窓会 会長、副会長、常任理事
2. 岐阜県立岐阜農林高等学校育有会 新旧役員
3. 岐阜県立岐阜農林高等学校 教職員

(役員)

第6条 本会は、次の役員をおき、岐阜県立岐阜農林高等学校とその関係団体に、以下に掲げる役職の者をあてる。

1. 実行委員長 1名 同窓会会長
2. 実行副委員長 若干名 育友会会長、校長、同窓会副会長
3. 実行委員 若干名 同窓会常任理事
4. 書記 若干名 同窓会副会長、同窓会事務局
5. 会計 若干名 同窓会会計、事務部長
6. 監査 若干名 同窓会監事、育有会会計、教頭

(経費)

第7条 本会の経費は、寄付金その他の収入をもって充てる。

(会計)

第8条 本会の会計年度は、毎年4月1日にはじまり、翌年3月31日までとする。

(運営)

第9条 本会の運営については、実行委員長が必要に応じて招集することができる。

(任務)

第10条 本会の役員の任務は、下記のとおりとする。

1. 実行委員長は、本会を代表し、会の招集並びに会務を統括する。
2. 実行副委員長は、実行委員長を補佐し、実行委員長不在の時はその職務を代行する。
3. 実行委員は、実行委員長の命を受けて会務の執行の任にあたる。
4. 書記は、実行委員会の議事録を作成し保管する。
5. 会計は、金銭の出納簿を作成するとともに、収支報告書を作成し保管する。
6. 監査は、本会の会計監査をおこなう。

(決議)

第11条 本会の決議は、構成員の過半数をもって決定する。

(その他)

第12条 その他の定めなき事項は、実行委員長が構成員に諮って決める。

附則 本規約は、令和元年11月22日より施行する。